

行方市教育委員会告示第 3 号

行方市公民館条例施行規則(平成 17 年教育委員会規則第 27 号)第7条第2項の
規定に基づき,次のとおり行方市北浦公民館を臨時に休館する。

令和 8年 2月 10日

行方市教育委員会教育長 柏葉 伸一郎

名称	臨時休館日
行方市北浦公民館	令和8年3月8日(日)